

住ま〜と Bridge

2020
9月号
Vol.143

■ 今月のトピックス

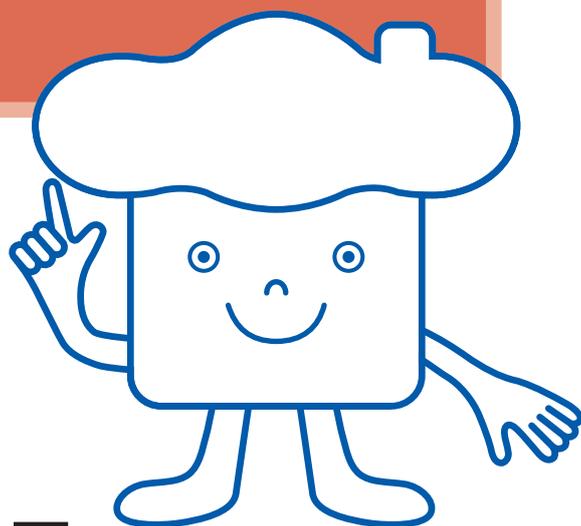
■ 今月のテーマ

「10月の『新・担い手3法』の
施行第2弾」

1. 「新・担い手3法」の概要
2. 10月施行部分の改正のポイント

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識
「ハンコ(捺印)を省略する
運用は法的にOKか？」

(秋野弁護士)



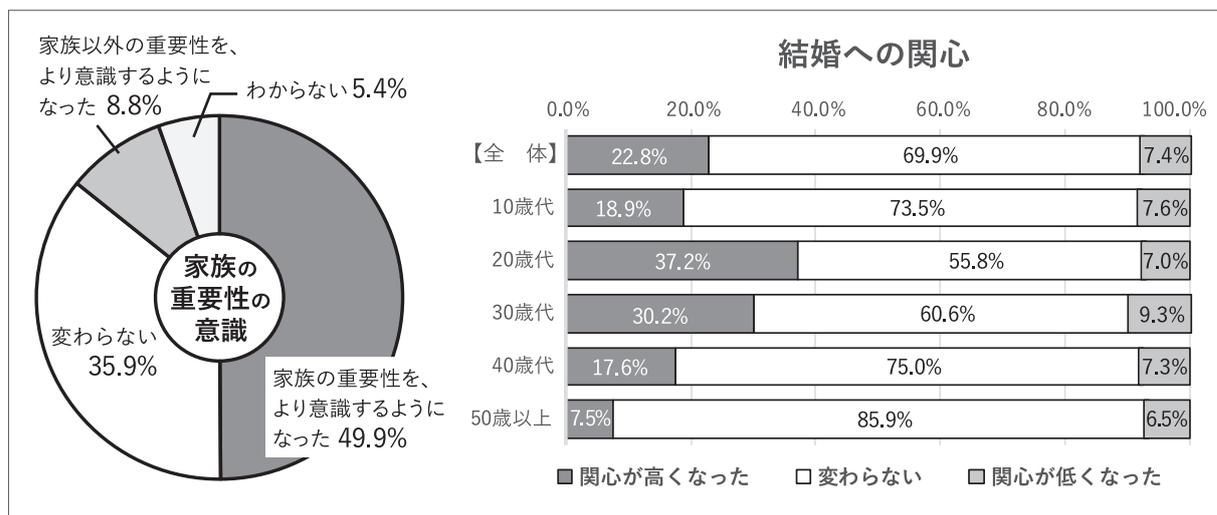
株式会社 大五

●今月のトピックス●

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数」(総務省)によりますと、今年の1月1日時点の日本人の人口は1億2,427万1,318人。前年から50万人以上減少したという結果はかなり衝撃的でした。50万という減少幅は調査開始(1968年)以来最大であると同時に、日本人の人口が減少するのも11年連続となりました。

一方で、外国人住民の人口は、6年連続で増加。対前年増減率は7.48%増と高い伸びを示し、286万6,715人となりました。外国人住民の増加が目立つのは、大都市圏の市区町村では大阪市と横浜市。外国人住民の人口が10万人を超えているのも両市(大阪市14万5,857人、横浜市10万4,033人)でした。

新型コロナウイルスの影響は先の見えない暗い話題ばかりと感ずることが多いのですが、人口や家族のあり方への影響に限って言えば良い効果が出る兆しもあります。



[内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」に基づき作成]

上のグラフは、新型コロナの流行を経て家族や結婚に対する意識がどう変わったかを調べた結果ですが、全体のほぼ半数(49.9%)が「家族の重要性をより意識するようになった」としており、結婚への関心は20~30代では「関心が高くなった」人の割合が30%を超えています。家族への意識が高まることは、個人や社会にとっても良いことですし、将来の人口動態にも僅かかも知れませんが影響を与えることでしょう。

今月の
 テーマ

「10月の『新・担い手3法』の施行第2弾」

昨年の6月に、建設業法と公共工事入札契約適正化法（入契法）の一括改正ならびに公共工事事品質確保促進法（公共工事事品確法）の改正が成立しました。

元々は平成26年、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定したものが「担い手3法」として施行され、様々な成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受けた「地域の守り手」としての建設業への期待や、長時間労働の是正、生産性の向上などの新たな課題が浮上してきており、これらに対応するため、「新・担い手3法」として品確法と建設業法・入契法を改正したのが昨年のごとくでした。

既に昨年の9月に一部は施行されている「新・担い手3法」ですが、この10月からは第2弾として施行される部分がありますので、以下に第2弾施行部分を中心におさらいしておきます。

1. 「新・担い手3法」の概要

(1) 背景となる建設業の現状と課題

建設業は、国土づくりの担い手であると同時に、地域の経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保するなど、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える上で重要な役割を担っています。

ただ課題として、長時間労働が常態化していることから、工期の適正化などを通じた「働き方改革」を促進する必要があります。また、現場の急速な高齢化と若者離れが進んでいることから、限りある人材の有効活用などを通じた「建設現場の生産性の向上」を促進する必要があります。さらに、「地域の守り手」として活躍する建設業者が今後とも活躍し続けることができるよう事業環境を確保する必要があります。

* 60歳以上の高齢者（82.8万人、25.2%）は、10年後には大量離職が見込まれる。

一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

* 給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べ低い水準。

* 建設業生産労働者（技能者）の賃金は、45～49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

* 社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

* 建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

* 他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

※上記の数値等はいずれも国土交通省「新・担い手3法について」（令和元年7月）より

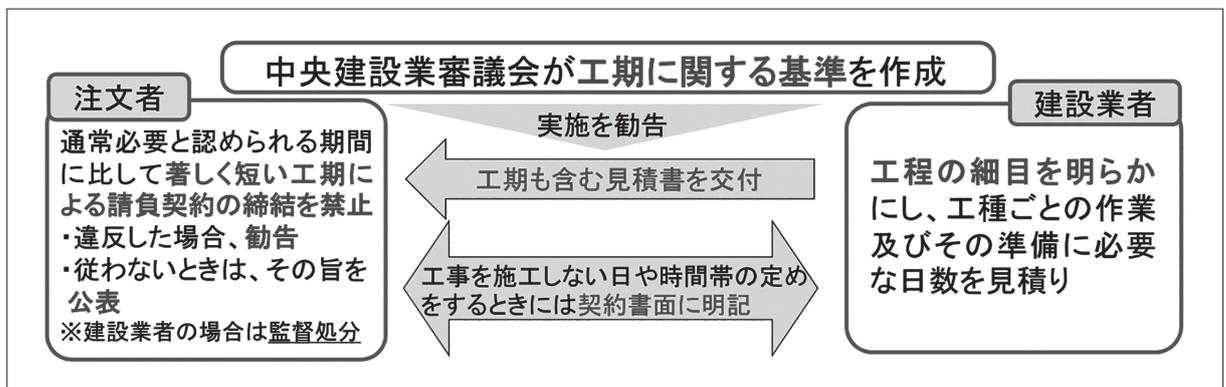
(2) 施行の期日

- ① 令和元年9月1日施行部分
 - ・建設業従事者の責務の追加（建設業法第二十五条の二十七）
 - ・建設業者団体等の責務の追加（建設業法第二十七条の四十）
 - ・中央建設業審議会の審議事項の追加（建設業法第三十四条）
 - ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加（入契法第十七条）
- ② 令和2年10月1日施行部分（詳細は後述）
 - ・著しく短い工期の禁止について（建設業法第十九条の五）
 - ・監理技術者の専任義務の緩和について（建設業法第二十六条）
 - ・下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について（建設業法第二十六条の三）
- ③ 令和3年4月1日施行部分（技術検定関係）
 - ・技術検定の見直しについて（建設業法第二十七条）
 - ・技術検定の受検手数料について（建設業法第二十七条の十六）
 - ・技術検定の検定種目の名称の変更について（建設業法施行令第第三十四条）
 - ・検定種目のうち、「建設機械施工」の名称を見直し、「建設機械施工管理」とする。

2. 10月施行部分の改正のポイント

(1) 建設業の働き方改革の促進

- ① 長時間労働の是正（工期の適正化等）
 - ✓ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。



[国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」概要・参考資料より]

- ✓ 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

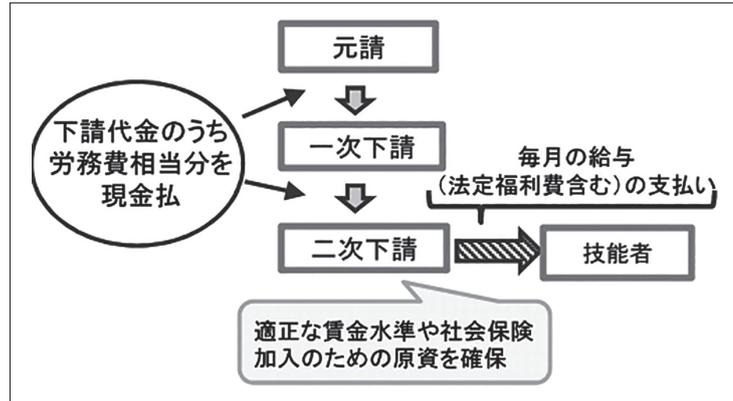
②現場の処遇改善

- ✓ 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
 下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築。



不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進。

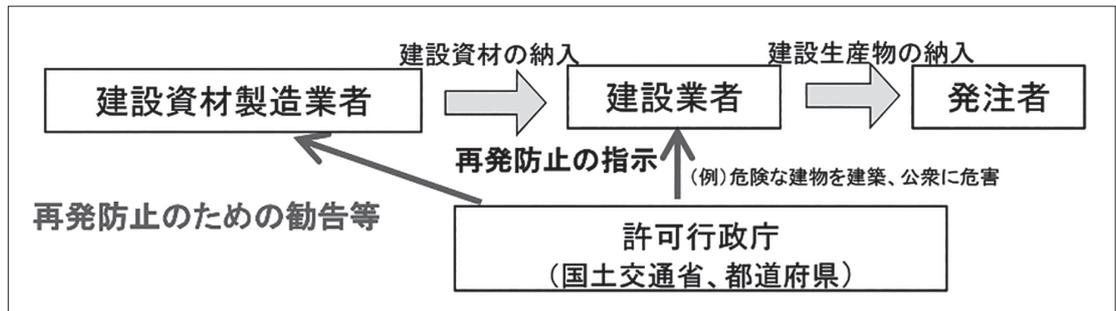
- ✓ 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。



[国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」概要・参考資料より]

(2) 建設現場の生産性の向上

- ✓ 限りある人材の有効活用と若者の入職促進（工事現場の技術者に関する規制を合理化）
 - ・元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - ・下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。
- ✓ 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
 - ・建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



[国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」概要・参考資料より]

(3) 持続可能な事業環境の確保

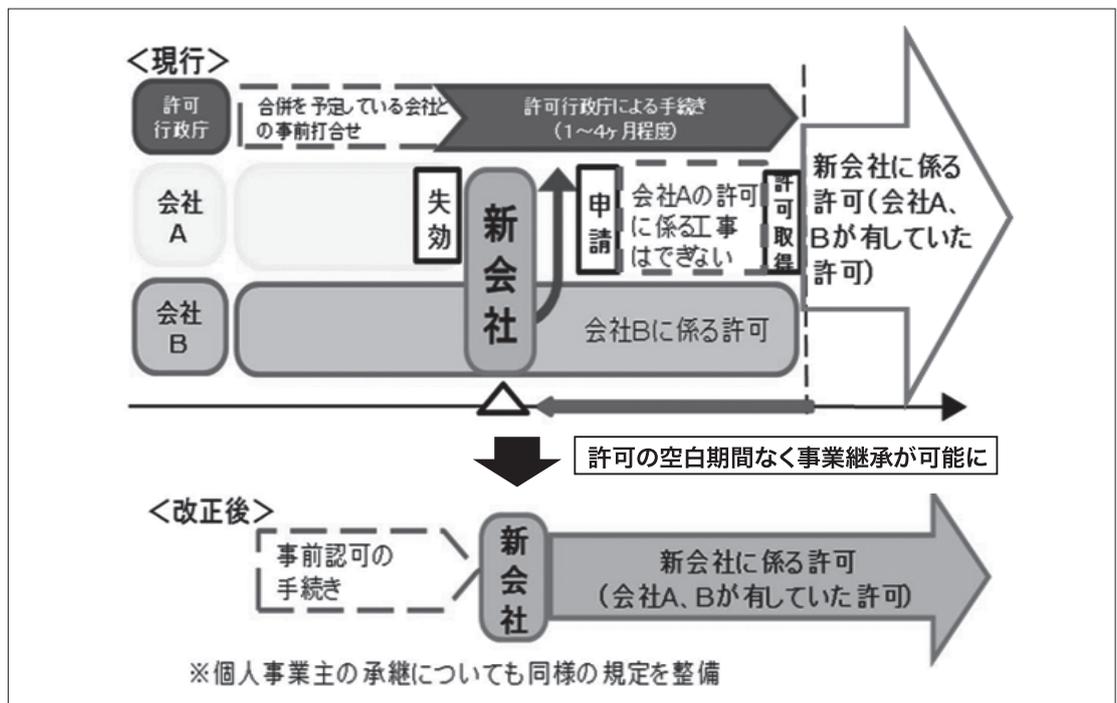
- ✓ 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化。
 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- ✓ 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

【現 状】

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要で、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。

【改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



[国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」概要・参考資料より]

ここまでの「新・担い手3法」とは別の枠組みですが、国土交通省では「建設業の一人親方問題に関する検討会」を新たに設置し、職種ごとの一人親方の実態把握、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等の検討・推進を始めています。

既に、高齢者の多さなどから、大工をはじめ近い将来の急激な職人減少が予測されていたところですが、さらに最近のコロナの影響を受けた市場環境の悪化によって、ベテラン職人の引退・減少が急加速することすら危惧されてきました。

「地域の守り手」として期待されているはずの建設業の活力を維持するためには、ベテランの離職を防ぎ若年層の入職を促す、働き方改革・生産性向上・事業承継といった業界全体の取組が前にも増して重要になっています。

匠総合法律事務所の法律基礎知識
「ハンコ(捺印)を省略する運用は法的にOKか？」
 (秋野弁護士)

テレビでご覧になった方も多いと思いますが、4月28日(火)に、秋野が「毎日放送ミント!」にて法律専門家としてのコメントをしました。

コロナウイルス感染症拡大防止の観点からテレワークが推進されていますが、印鑑を押しに会社に出なければならないサラリーマンがいる。そもそも押印とは法的にどのような意味を持つのか?という問いに対して、電子契約に詳しい弁護士としてコメントをいたしました。

この捺印を省略する運用について、7月8日、政府・主要経済4団体により、「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言～デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築～が発表されました。そして、7月17日、『経済財政運営と改革の基本方針2020』(骨太方針2020)等が閣議決定され、「書面・押印・対面主義脱却。デジタル技術活用を前提の業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換」が方針として示されました。

今、まさに時代は「脱ハンコ社会」に向け、急ピッチで動き出しているのです。

さて、そもそもどうしてハンコ(捺印)が求められるか、というと、民事訴訟法第228条第4項には、「私文書は、本人[中略]の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定があり、この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印(本人の意思に基づく押印と解釈されている。)があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定されることになるので、ハンコ(捺印)がある文書は、間違いなく、本人が納得して書いたものである。と証明できる点にあります。しかし、上記民事訴訟法上の条文は、署名または押印であり、署名と共に押印をする事まで求められていません。私は、常々、2枚複写式の打ち合わせシートの重要性を説いているのですが、署名(サイン)があれば、捺印は不要なのです。

新しい生活様式の第一歩として、このハンコ(捺印)の省略が可能で、追加変更合意書や完成引渡証などの書式は署名だけでOKの運用に改めていく事を提案したいと思います。

4:37 変化 “脱はんこ”電子印鑑や電子契約も
せちふじふじい&目印のあうきいほう

匠総合法律事務所
 あきの たくお
秋野卓生代表弁護士

- はんこは契約のとき「本人が意思表示した」という証しになる
- 法律で必要とされているわけではないが慣例、判例でもその効力は強く認められている
- 社内の稟議書、社外に対する見積書・請求書など特に様式が定まっていない文書については社内でルール化したり、社外の相手方と同意していれば電子印鑑で代用できる
- ただし、契約については電子署名やタイムスタンプでよりセキュリティーを強化した「電子契約」が必要とされています